

令和 8 年第 2 回砂川市議会定例会

令和 8 年 6 月 1 8 日（木曜日）第 4 号

○議事日程

開議宣告

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 4 号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第 7 号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 4 議案第 8 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 9 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 10 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 11 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 12 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 13 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 14 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 15 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 16 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 17 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 18 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 19 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 20 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第 5 報告第 4 号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 6 報告第 5 号 事務報告書の提出について
- 日程第 7 報告第 6 号 監査報告
- 報告第 7 号 例月出納検査報告
- 日程第 8 意見案第 1 号 2026 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
- 意見案第 2 号 地方財政の充実・強化に関する意見書について
- 意見案第 3 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元及び高校に関わる支援など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書について
- 意見案第 4 号 生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書について
- 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問

山 下 克 己 君

- 日程第 2 議案第 4 号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 7 号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第 8 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 9 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 10 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 11 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 12 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 13 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 14 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 15 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 16 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

議案第17号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

議案第18号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

議案第19号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

議案第20号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

日程第5 報告第4号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について

日程第6 報告第5号 事務報告書の提出について

日程第7 報告第6号 監査報告

報告第7号 例月出納検査報告

日程第8 意見案第1号 2026年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

意見案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書について

意見案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元及び高校に関わる支援など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書について

意見案第4号 生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書について

○出席議員（13名）

議長 多比良 和 伸 君

議員 是 枝 貴 裕 君

伊 藤 俊 喜 君

高 田 浩 子 君

中 道 博 武 君

沢 田 広 志 君

辻 勲 君

副議長 小 黒 弘 君

議員 石 田 健 太 君

山 下 克 己 君

鈴 木 伸 之 君

水 島 美喜子 君

武 田 真 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長 飯 澤 明 彦

砂川市教育委員会教育長 板 垣 喬 博

砂 川 市 監 査 委 員	中 村 一 久
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
病 院 事 業 管 理 者	横 田 良 一
総 務 部 長	三 橋 真 樹
兼 会 計 管 理 者	
市 民 部 長	伊 藤 修 一
保 健 福 祉 部 長	畠 山 秀 樹
経 済 部 長	奥 山 雅 喜
建 設 部 長	野 田 勉
病 院 副 事 業 管 理 者	朝 日 紀 博
兼 事 務 局 長	
病 院 事 務 局 次 長	為 国 泰 朗
病 院 事 務 局 審 議 監	倉 島 久 徳
総 務 課 長	岩 間 賢 一 郎
政 策 調 整 課 長	安 武 学

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	玉 川 晴 久
指 導 参 事	神 島 亘 基

4. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	三 橋 真 樹
-------------	---------

5. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	奥 山 雅 喜
-------------------	---------

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	安 武 浩 美
事 務 局 次 長	越 智 朱 美
事 務 局 係 長	表 祐 馬
事 務 局 係 長	佐 々 木 健 児

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 多比良和伸君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

山下克己議員。

○山下克己議員 （登壇） おはようございます。私からは大きく1点について伺いたします。

1、生涯学習社会実現に向けての市の取組について、教育基本法第3条において国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないと規定しています。現在の超高齢社会においては、価値観が多様化する中で学習活動や社会参加活動を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められるとともに、日常生活を送る上でも社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要となります。また、独り暮らし高齢者の増加などもあり、地域社会において多世代が交流するとともに、地域における多様な対話や協議による学びを通じて地域課題解決や活性化が持続的に行われることが求められています。人生100年時代、超スマート社会など社会が大きく転換していく中で、高齢者を含め全ての市民が地域において世代を超えて互いに交流しながら、地域や暮らし、おのこのの生きがいを共につくり、高め合う地域共生社会を実現するためにも、いつでも自由に学習機会を選択し、学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の実現は基本となるものであり、その重要性は一層高まっていると考えます。

砂川市においても、第7期総合計画の基本目標3、豊かな心と学ぶ力を育むまちの中で生涯学習の推進を目指すとしており、社会や地域の変化に伴って直面する課題の解決や地域活性化につながる学びのきっかけづくりを進めるとしています。しかし、第7期総合計画の中間年市民意識調査において生涯学習のまちづくりに対する重要度は相対的に低いとの結果が出ており、多くの市民は生涯学習、社会教育、スポーツ、芸術文化などをまちづくりとあまり結びつけて考えていないものと思料されます。刻々と変化し、新たな課題が次々と生まれる現代社会において、生涯学習の可能性を伝え、理解、実感してもらい、多くの市民に実践してもらうことがこれからの砂川市にとって重要と考えます。そこで、以下の点について伺います。

（1）第7期総合計画の中間年市民意識調査における教育委員会が主管する生涯学習に

関わる項目の回答結果の詳細について。

(2) 現在、教育委員会が行っている高齢者への教育活動並びに学びへの支援の状況について。

(3) 現在、教育委員会が行っている文化関連の事業並びに支援の状況について。

(4) 社会教育主事や生涯学習推進アドバイザーなど専門職の配置と活動の状況について。

(5) 生涯学習を通じたまちづくりを今後どのように進めていこうと考えているのか。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 (登壇) おはようございます。大きな1、生涯学習社会実現に向けての市の取組についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 第7期総合計画の中間年市民意識調査における教育委員会が所管する生涯学習に関わる項目の回答結果の詳細についてであります。第7期総合計画の施策、生涯にわたって誰もが学び、その成果を生かすことのできるまちづくりの基本事業、生涯学習の推進におきましては、成果指標として生涯学習環境に満足している市民の割合を掲げており、市民アンケートで満足またはやや満足と回答された市民の割合を指標としております。本指標につきましては、計画策定時であります令和元年度の現状値が18.2%、令和7年度の中間目標値を34.1%、令和12年度の最終目標値を50.0%と設定しているところでありますが、今回の中間年市民意識調査における実績は約20.8%となっており、現状値から微増したものの、中間目標である34.1%には至っていない状況にあります。このことから、生涯学習環境に対する市民の満足度の向上は十分とは言えず、引き続き市民の皆様の満足度を高めていく取組が必要であるものと受け止めております。なお、まちづくりの満足度、重要度を問う設問におきましても、生涯学習の充実をはじめとする教育、文化、スポーツの分野は満足度は比較的高い一方で重要度は相対的に低い傾向にあり、まちづくりにおける重要度の認識は必ずしも高くないという結果になっているものと認識しております。

次に、(2) 現在、教育委員会が行っている高齢者への教育活動並びに学びへの支援の状況についてであります。高齢者を対象とした事業といたしましては、公民館への来館が困難な市民を対象に集会施設等へ出向く出張公民館講座やデジタル機械の活用を支援する高齢者等スマートフォン体験教室を実施しているほか、ゆったりノルディックウォーキング教室など健康づくりにつながる事業を実施しております。また、高齢者に限定した事業のみならず、市民大学や公民館講座、図書館の大人のおはなし会など、成人から高齢者まで幅広い世代が参加できる事業を実施しており、これらを通じて高齢者の皆様の学びの機会の確保に努めているところでございます。なお、これらの公民館活動や市民大学などの社会教育活動は、第9期砂川市高齢者保健福祉計画におきましても健康寿命の延伸に向けた社会参加を促進する施策を支える事業として位置づけられており、介護福祉課やふれ

あいセンターなど市長部局の関係課とも連携を図りながら、高齢者の生きがいをづくりや交流活動の促進に取り組んでいるところであります。

次に、（３）現在、教育委員会が行っている文化関連の事業並びに支援の状況についてであります。文化関連の事業といたしましては公民館の郷土資料室における特別展の開催や公民館を拠点とした各種グループ・サークルの活動支援を行っているほか、市民大学における多様なテーマの講座開設や図書館を拠点とした読書活動の推進など、市民が文化的な教養を高める機会を提供しております。支援の面では、市民で構成する実行委員会が主催する砂川市民文化祭につきましては教育委員会が事務局としてその運営を支えているほか、文化協会や共同研究会などの芸術文化団体への活動補助を行っております。さらに、令和７年度からは新たに芸術文化振興補助金を設け、芸術文化に係る大会等の地元開催や本市を代表して全道、全国大会へ出場する個人、団体に対する支援を行っているところであります。これらの取組を通じて地域の特性を生かした文化振興と市民の主体的な文化活動の促進に努めております。

次に、（４）社会教育主事や生涯学習推進アドバイザーなど専門職の配置と活動の状況についてであります。本市では社会教育法に基づく専門的職員である社会教育主事を１名配置しているほか、発令により社会教育主事の職務を担うことができる社会教育士の資格を持つ職員を１名配置し、社会教育事業の企画立案や地域学校協働活動の統括的な役割を担っております。また、生涯学習推進アドバイザーにつきましては、社会教育主事を補佐し、社会教育に関する指導及び学習相談、社会教育関係団体の育成、課題の研究及び事業の推進などを担う職として位置づけられておりますが、現在では確保には至っておりません。専門性の向上に関しましては、社会教育主事講習への職員の派遣などを通じて社会教育士の資格を職員が継続的に取得できるよう努め、今後も社会教育課に社会教育主事の有資格者を複数名確保していく方針であり、専門的知見から社会教育を支える体制充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、（５）生涯学習を通じたまちづくりを今後どのように進めていこうと考えているのかであります。本市では第７期総合計画の基本目標である豊かな心と学ぶ力を育むまちを基本理念とし、令和８年度から令和１２年度までを計画期間とする砂川市教育推進計画におきまして生涯学習の推進を施策の柱の一つに位置づけております。同計画では、生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、学びの成果を適切に生かすことのできる社会の形成を目指すこととしており、市民一人一人がライフステージやニーズに応じて学び、その成果を個人の生活や地域での活動に生かせるよう取組を推進することとしております。中間年市民意識調査の結果からは生涯学習がまちづくりと十分に結びついて認識されていない面もうかがえるところでありますので、学びの機会や学習活動に関する情報発信を通じて市民の皆様の生涯学習に対する関心を高めていくことが課題であると受け止めております。今後とも関係部局や関係団体との連携の下、市民の主体的な学

びを支える環境の充実に努め、生涯学習社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 今回私が質問したのは、生涯学習を通じたまちづくりが現代社会における諸課題の解決に大変有効な手段であるはずなのに、その理解がなかなか進んでいないとか、日本では昭和62年頃から広まった生涯学習の取組が最近はどんどん後退しているように感じるからです。学習、勉強、教育というと面倒なことを考え、前向きに取り組む気持ちになれない傾向があるかと思いますが、それをポジティブなイメージに変えるのが教育委員会の仕事ではないかなと考えます。

終活の問題、熊の問題、福祉や介護の問題、病気、認知症の問題、災害の問題、様々な問題解決のためには、行政だけではなく市民もその問題について学び、自分のことと考え、問題意識を持ち、一緒に解決の方法を探すことが必要かなと思います。熊の問題についても、昨年私の住む町内会でまちづくり出前講座、市の職員の方に来ていただき、学習の機会を設けました。自分たちができることを考えるきっかけになったのかなと思います。私は消費者協会の活動もしているんですけども、皆さんは詐欺被害のニュースとかを見て、どうして同じようなことがこんなに起こるんだろうと思うんじゃないかと思うんです。少しでも詐欺被害についての知識とか、そういうものがあれば決してああいふ被害に遭うことはないのかなと思います。そのような思いで今詐欺被害防止の啓発活動なども行っているんですけども、ほかにも最近終活だとか相続に関すること、介護や認知症に関すること、いろいろなことが私の周りでも身近なこととして起きております。ある方に関して、あのときもっと認知症に対して私自身が知識とか、何かそういう状況とかに理解とかがあれば、また本人や周りの人たちも認知症に対する知識とかがあれば、もしかしたら今でももう少し住み慣れた地域で暮らすことができたんじゃないかなと思ったこともあります。学びの大切さを実感したんですね。そんな思いでの今日は一般質問とさせていただいております。

1回目の答弁をお聞きして、恐らくその思いは共有しているのかなと思うんですけども、詳細について順次質問させていただきたいと思います。まず、(1)の生涯学習に関わる項目の回答結果についてご答弁いただいたんですけども、生涯にわたる学習活動としてスポーツや芸術文化活動も大きな柱になっていると思います。スポーツに関しては昨年12月の定例会で質問させていただいているので、ここでは芸術や文化に親しむ施設や機会の充実に関する市民の満足度、重要度の調査結果についてお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 第7期総合計画中間市民アンケート調査におきます芸術文化に親しむ施設や機会の充実にについての項目というところなんですけど、こちらにつきましては満足またはやや満足と回答した市民の割合につきましては26.9%、重要度につきまし

ては重要またはやや重要と回答された割合につきましては42%という回答でございました。生涯学習全体の充実を問う項目と比較いたしますと満足度はやや高く、重要度は若干低い傾向が見られますが、満足度、重要度ともにどちらとも言えないというような回答が最も多くありましたので、芸術文化の分野におきましても市民の皆様の関心をいかに高めていくかというところを課題として受け止めているところであります。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 先ほどお答えいただいた生涯学習についてもそうですし、文化振興、両方の調査とも十分な満足感を市民が得ることはできていないという結果なのかなと思います。昨年12月の定例会でスポーツに関して話したときにも、目標値に達していないということは目標が間違っているのか、手段が間違っているのか、どちらかじゃないかというようなお話をさせていただいたんですけれども、同じような状況にあるのかなと思われる。生涯学習に関わる市民の満足度を高めるための取組として今現在既に何か行っているのか、これからだとしたら、どのようなプロセスで行う予定なのかお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 満足度を高める取組ということで、今現在いろいろ取組は行っているんですが、何せ市民意識調査の結果でどちらとも言えないという回答が多いという状況がありますので、何とか市民の生涯学習に対する関心を高めるような取組をしていきたいとまずは考えているところであります。これまでの取組としましては、各種講座ですとかの充実に努めてきたところなんですけど、まずは市民の皆様が学ぶことを身近に感じてもらえるように進めていくことが大切だと考えております。今後は、学びの機会の情報提供が分かりやすくなるような取組を進めながら、その成果、点検に基づいて改善を図りながら市民の満足度を高めていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 砂川市教育推進計画というのがあるので、それに基づいて単年度の事業計画を立てて対応していくのかなと思われるんですけれども、今の答弁をいただいたんですけれども、一般論的な話がほとんどで、具体的な部分はその後そういうことも含めて質問していく中でお答えいただければなと思います。

(2)の高齢者教育支援の状況についてなんですけれども、本年5月末現在で砂川市の65歳以上人口は6,093人になりまして、約41%というような状況のようです。生涯学習というのは自らの意思で生涯にわたって行うあらゆる学習活動を指しますので、学校教育を通じて学ぶ児童生徒や就労をしている方などを除くと、その大半を高齢者が占めているのかなと思います。確かに市民大学の講義内容なんかを見ると高齢者の知りたいことをテーマにしているものが幾つかあるように感じますけれども、ただ市民大学とかは集合型の学習ということですので、参加するのは難しいという方も高齢者になると特に多いのかなと思います。そういう方にとって、出張公民館講座だとかまちづくり出前講座とい

うのは地域で受けられる学習機会ですので、大変重要なのかなと思うんですけれども、これらの講座についてコロナ禍前から現在までの開催実績並びにそのほか高齢者からの学習相談等はあるのかについてお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 公民館講座ですとか出前講座、そして学習相談の状況ということかと思いますが、まず出張公民館講座につきましては毎年実施計画に基づいている事業でありまして、開催の準備は整えてきてはいるんですが、令和元年を最後に実施に至っていないという状況にあります。あと、まちづくり出前講座につきましても、メニューとしては上げているんですが、近年は利用の実績がないという状況になっています。それと、学習相談につきましては年に数件の相談を受けているんですが、そちらは多くが学校からの相談となっておりまして、一般市民の方からの相談につきましては現状ではあまりないというような状況となっております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 ほとんどないということなので、実はコロナ禍前と現在の比較みたいなことをできればいいのかなと思ったんですけれども、ちょっと残念な結果ということですが、私はコロナ禍は実は生涯学習にとってすごいチャンスのおかげだったんじゃないかなと思うんです。いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができるということは、コロナの影響で出かけることができない人にとっても学習を始めるチャンスだったんじゃないかなと思うんです。実は私もその期間にオンラインで受講できる介護の研修を受けたり、幾つか資格試験を受けたりしました。家で過ごすことが多くなった高齢者にとって自宅で学べるということのはたくさんあるんじゃないかなと思うんです。今ではスマホ1台あればほぼどんなことでも調べることができますし、カメラで写真を撮って、ちょっと検索をかければ鳥の名前やら花の名前やら説明までもすぐに出てくるような時代になっていますよね。もちろん集まって学習するということで人と人とのつながりを得ることも大変大切なことだとは思いますが、様々な便利な方法があるので、時代に即した方法で学びができることをぜひ高齢者の方、いろいろな方に伝えていってほしいなと思いますし、そんな工夫もこれからは必要なのではないかなと思います。最近の研修とかというのはほとんどズームでやれますので、どこにいても受講できるんですよね。ズームとかが全ての高齢者が対応できるという状況にはないとは思いますが、出前講座等の実績がないのであれば十分検討の価値はあるのかなと思います。

ところで、先ほどの答弁で関係部局との連携も行っているということでしたけれども、それはどのように行っているのか、また生涯学習という観点での共通の認識はあるのかについてお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 関係部局との連携ということですが、まずその連携につきまし

ては高齢者保健福祉計画を策定する際にワーキンググループなどの場で関係課とは協議を行っております。この計画につきましては、生涯学習という具体的な言葉等は入れておりませんが、高齢者の生きがいつくりや社会参加の促進ですとか介護予防の取組の中で地域活動ですとか学習活動への参加という部分を盛り込むようにはなっておりますので、社会教育事業もこれらを支える事業の一つとしては位置づけられているところであります。こうしたことから、関係課とは主に高齢者の生きがいつくりや社会参加の促進という観点から連携を図っているところではありますが、生涯学習という観点からは明確に必ずしも共有している状況には今のところはないのかなという認識はございます。このようなことから、生涯学習をまちづくりに生かしていくためにまずは関係部署と連携を深めながら、共有をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 かなり前になるんですけれども、砂川市にも生涯学習推進本部という組織があり、ここで全庁的な生涯学習に関する取組を取りまとめていたことがありましたよね。その当時も生涯学習という観点が全庁的な理解につながらず、その取組もなくなったものと記憶しているんですけれども、先ほどの答弁にあった連携を深めるためには学習活動の効果をしっかりと理解することが必要と考えるんですよね。参考までに、令和7年度の北海道教育委員会が行った生涯学習に関する住民の意識調査というのがあるんですけれども、それによると学習活動により身につけた知識、技術や経験をまちづくりやボランティア活動に生かしている、またはどちらかといえば生かしていると答えた人の割合は47.8%、同じく自分の健康維持、増進に役立てるために生かしている、またはどちらかといえば生かしていると答えた人の割合は68.9%、自分の人生をより豊かにするために生かしている、またはどちらかといえば生かしていると答えた人の割合は85.6%になります。こういう数字が物語るように、ぜひいろいろな部局との連携を深めていってほしいなと思います。

次に、(3)の文化関連事業支援の状況についてに移らせていただきますけれども、先ほどの答弁で公民館を拠点としたグループ・サークルの活動支援を行っているということでしたけれども、公民館グループ・サークルのコロナ禍前から現在までの数の推移や分かる範囲での年齢層などの状況について伺います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 公民館グループ・サークルの状況ということですが、団体数といたしまして令和元年、コロナ前ですね、こちらについては65団体で752名が活動しておりました。それに対しまして、コロナが明けて今現在ですが、52団体、535名の活動となっており、緩やかな減少傾向ということになっております。また、会員の方の年齢構成ということですが、現在はやはり70代が多くて、70代以上の方で全体の6割を占めている状況です。また、コロナ前はどうかだったかといいますと、コロナ前は60代の

方も70代の次に多い年齢層だったんですが、今は60代が減って、80代が多いことになっています。こちらについては、就業年齢の高齢化等もあって、若い65歳ぐらいまでは仕事というところもありますので、そういうところに参加する機会もないのが理由なのかなというところで考えております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 会員は70歳代が中心ということで、最近は70歳を過ぎても就労している方とかも多いですから、活動を支える世代に影響は出ているのかなという一面は確かにあると思うんですけども、ただ私が知っているグループ・サークルではメンバーがお亡くなりになったり、施設に入ったり、高齢や病気で出かけるのが大変になったりして参加できなくなったとの話が多いですし、また新たな会員が増えず、いつまでできるかと話している方も多いです。きっとこのままだとどんどん活動の輪が小さくなってしまふのかなと感じます。ちなみに、私の母も公民館や図書館には随分お世話になりました。活動が生きがいのようにしてしまして、80歳ぐらいまではしょっちゅう公民館にも通っていたんですけども、だんだん80代になると参加できなくなって、現在90歳になったんですけども、全く参加もできないですし、家でも文化活動などはしなくなったんです。幾つになってもどこでもできる、これも生涯学習の一環だと思いますので、そういう活動をぜひ紹介していただくようなことをして一つの活性化の方法としていただければと思います。

公民館とともに、砂川には地域交流センターゆうというものがあり、ここが砂川の文化振興に大きな役割を果たしています。ゆうがオープンして今年で20年になるんですけども、鑑賞事業なども年間を通して実施しており、大変多くの市民の方が楽しみにしているのかなと思います。たしかゆうのオープン前は教育委員会が主催する鑑賞事業が年1回あるぐらいの感じだったのかなと記憶していますけれども、NPO法人ゆうの理事会にも教育委員会の職員の方がオブザーバーとしていつも参加しているのは存じていますけれども、直接の事業はしなくても、文化振興に関して市民や市民団体、法人等と協力して進めることは非常に効果的なのかなと思います。そのためには十分な意思疎通や意見を聞くこと、こういうことが今後の施策を考える上で大変重要と考えるんですけども、そのような機会を設けているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 団体との意見聴取の機会ということで、文化振興事業に関しましては文化協会さんですか、今議員さんもおっしゃったNPO法人ゆうさん、こちらは私も毎月理事会に参加させていただいて、活発な活動ですか、いろいろお話をさせていただいて、そういう場を使ってまず意見交換を行っています。また、市民文化祭においても市民で構成する実行委員会に教育委員会が事務局として参画しておりまして、運営に関する中でそこにお集まりの団体の皆様にご意見を伺うような機会もございます。こうした

意見交換の場を通じまして各団体が実施されている事業内容ですとかを把握しているところであるので、今後もこのような機会を大切にしまして、文化活動に取り組まれている皆様方の声を聞いてそれを生かしていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 公益社団法人全国公立文化施設協会が令和５年に出した劇場、音楽堂等における指定管理者制度運用への提言という中で、劇場、音楽堂が教育機関や福祉施設、他劇場との有機的な連携や障がい者等社会的に生きづらさを抱える方々に対する共生社会に向けた社会包括活動などさらに事業の幅を広げ、地域の文化芸術の振興を担うとともに地域コミュニティを支えるハブともなっているとの前提に立って、自治体への提言として、指定管理者に対しても文化振興を最前線の現場で担う専門的独立機関として捉え直し、共通の目的の達成を目指すパートナーシップを目指すことが求められると提言しています。

今地域交流センターゆうでは、砂川在住の一戸玲子さんによる貼り絵展というのが行われているんですけれども、ご存じかもしれないんですけれども、一戸さんは脳梗塞で右半身に麻痺が残っていますが、リハビリと趣味で始めた貼り絵の数々を今展示しているんです。とてもすてきな作品で、私も見させていただいたんですけれども、この方は現在８７歳ですが、とてもお元気で、作品を作り出すと寝ていてもすぐに目が覚めるくらい夢中になってしまうとお話をされておりました。まさに生涯学習、共生社会の実現を体現している方なのでないかなと思います。このような方が活動されている砂川市は文化振興の根がしっかりと張られていると感じますし、このようなすてきな企画を実施してくれる施設があることは市民にとっても大変幸せなことなのかなと思います。砂川市にとってこれは誇れることだと思います。ぜひ多くの関係者と話をする中で、支援の在り方を今後も検討していったほしいなと思います。先ほどの提言にもあったように文化施設というのがまさに地域コミュニティを支えるハブになっているということを私も感じたものですから、ちょっとご紹介させていただきました。ちなみに、貼り絵展は２８日まで行っているそうです。

次に、（４）の専門職の配置と活動の状況についてなんですけれども、生涯学習推進アドバイザーは現在欠員ということなんですけれども、大変残念ではあるんですけれども、以前のように退職された教員の方が砂川市に住むということもほとんどなくなってきていますし、もちろん生涯学習に対する理解のある方でないとこの仕事は務まらないので、しっかりとこのことに関しては適任者を探していただければと思います。ただ、砂川市には社会教育主事と社会教育士の２人の有資格者がいらっしゃるということなんですけれども、先ほどアドバイザーの説明にあった指導、相談、団体の育成、課題の研究等ということに関してはこの２人が担っているのかなと思うんですけれども、その状況についてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 専門職の関係ということですが、専門職による指導、相談です

とか団体の育成、課題の研究につきましては、令和5年度までは北海道から割愛教員ということで社会教育主事を配置していたということでもあります。現在はそのような同じ体制にはなっていないんですが、今議員さんがおっしゃった社会教育主事ですとか社会教育士の資格を有する職員が中心となって各種事業の企画、運営、社会教育関係団体への支援、活動に関する相談などに取り組んでいるところであります。今後におきましても社会教育主事ですとか社会教育士、こちらを継続的に配置をすることによって社会教育課に専門的な知見を蓄積して、組織として社会教育を支える体制づくりといいますか、充実を図っていきたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 社会教育主事や社会教育士というのは、社会教育事業の企画ですとか運営、また社会教育に関する指導、助言などを行う存在として大変重要な役割を果たしているのかなと思います。ただ、業務の比重としてどうしても教育委員会という立場になると青少年教育が大きいのかなと感じています。今回生涯学習の観点で質問させていただいていますので、もちろん生涯学習というのは生まれてから死ぬまでの全てのライフサイクルにおける学習が対象となりますので、これからは地域活動だとか市民活動だとかが持続的に展開していくための支援を行っていくことも大きな役割になっていくのかなと思っています。ですので、そのことに対する教育委員会の考えについて伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 地域活動の展開ということですが、社会教育主事ですとか社会教育士により地域における様々な活動ですとか市民の皆様の主体的な活動が持続的に展開されるように支援していくことは、専門職として重要なところだと認識しております。本市では今は2名の配置というところですが、今後も社会教育事業の企画立案ですとか地域学校教育活動に積極的に入っていって取り組んでいこうと考えております。今後とも社会教育主事と社会教育士につきましては持続的に確保することが必要です。当然障がい学習推進アドバイザーにつきましても大切な役目もありますので、そちらについても引き続き人材の確保に努めながら、専門的な見地から地域や市民の皆様の活動を支える体制をつくりていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 任用資格である社会教育主事と同じ社会教育主事講習を受けた近年新たに制度化された社会教育士について文部科学省の文書とかを見ると、専門性を生かしながら、地域の思いに寄り添った長期的な地域づくりのビジョンを持ち、地域活動や市民活動が持続的に展開していく支援をするとされており、今後社会教育士は社会教育施設や教育委員会事務局だけでなく、地域、社会、世界で解決が目指される多様な課題に取り組む地方公共団体の各部局やNPO、企業、学校などのほか、地域活動やボランティア活動などにおいても活躍することが期待されていますと書かれています。先ほどの答弁で継続的に

人材確保に努めるということでしたので、社会教育士がもし人事異動したとしても異動先でその知見を生かすことも可能ですし、もちろん教育委員会にも新たな社会教育士が増えていくというようなことも続けて、ぜひ体制の充実に努めていただきたいと思います。

また、子供たちへの教育活動というのは比較的集合学習で行われることが多いんですけれども、そうなるとその場での対応が中心となると思うんですけれども、しかし様々な世代、特に高齢者との関わりをつくるためには地域との関係や人間関係をより深いものになければならないのかなと思います。それは、何も専門職だけのことに限らないのかなと思います。社会教育に携わる職員は、一人でも多くの市民の方に顔と名前を覚えてもらって、何かあれば気軽にコミュニケーションを取れるような関係を築いていってほしいなと思います。

教育委員会ではありませんけれども、昨年4月から砂川市には気象予報士と防災士の資格を持つ方が任用されていますよね。このような資格を取るのも大変な苦労があったかと思いますが、今回さらに研修などを受けて気象防災アドバイザーの委嘱を国から受けたということをお聞きしておりますけれども、また今後市民向けの防災講座等でその知見を生かしていただけるのかなと思っております。まさに学びを還元して社会課題解決に導くという生涯学習の大変よい一例なのかなと思います。恐らく多くの地域おこし協力隊員も様々な学びと還元を考えている方々だと思うんです。これからも砂川市として全庁的に生涯学習の観点を含めた人材確保、人材活用を進めていってほしいと思います。

次に、（５）の生涯学習を通じたまちづくりを今後どのように進めていくかについてですけれども、１回目の答弁で学びの機会や学習活動に関する情報発信により市民の関心を高めることが課題ということだったんですけれども、現在情報発信としてどのようなことを行っているのか。また、今現在検討中のことはあるのかお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 情報発信ということですが、従来から市の広報紙ですとか生涯学習情報誌でありますオアシス通信、またホームページを通じて情報を発信しておりました。これに加えまして、令和6年度から市の公式LINEを活用した情報発信も行ったところです。こうした新たな手法も見つけていますので、今後そのような状況と効果を見ながら、より多くの市民の皆様により多くの情報をお届けできるような方法をさらに考えまして、とにかく効果的な情報発信ができるように考えて取り組んでいきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 私の正直なイメージとしては、今の情報発信はどちらかというと社会教育事業の周知と報告がほとんどになっているのかなと感じています。それももちろん大事な情報ですが、学びの実践例だとか学びの方法、学んだ人の紹介、学んだことの社会への還元の方法、学びが目指す社会、そのようなことも生涯学習の意義や意味を伝える

ことに重要なことだと思いますので、そのような内容があってもいいのかなと思っています。もしよろしければ詐欺被害防止に関する学びのコーナーなんてどうかなと思いますけれども、生涯学習の本質というのは自らの意思で学ぶことですので、その学習を助けるための情報発信、こちらにぜひ力を入れていただきたいと思います。

文部科学省は、目標の一つとして人生１００年時代を見据えた生涯学習の推進を掲げ、人生１００年時代を見据えて全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、活躍することができるよう、必要な知識、技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持、増進に資する生涯学習を推進し、学びと活動の循環を形成するとしています。人生１００年時代、これからますます長寿化が進んで、これからは、今もそうですけれども、誰も経験したことがないような世界になるのかなと思います。生涯学習社会の実現は、生きがいづくりにもつながるだけじゃなくて、今までずっと言ったように社会課題の解決にもつながる重要な方策であると私は考えます。生涯学習の在り方も著しい社会の変革の中で考え方も手法も時代に合わせて変えていかなければならないのかなと思いますけれども、残念ながら教える立場の教育と学ぶ立場の学習の立場の違いがうまく消化されず、いまだに生涯学習の社会的な意義も十分には市民も含めて理解されていないのかなと思います。これまで話してきたとおり、実は今も普通に生涯学習は行われ、その還元も行われています。しかし、これを体系化することで縦割りになりがちな行政に風穴を開けることにもつながると思っています。砂川市には大変先進的な活動をされている社会教育委員の皆さんもいらっしゃると思いますので、ぜひ委員の皆さんにご意見をいただく中でいま一度砂川市においても考えを整理して、まちづくりへつなげる施策として生涯学習を通じたまちづくりを進めていってほしいと私は考えます。

最後に、生涯学習社会の実現に向けての考えについて教育長にお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長 多比良和伸君 教育長。

○教育長 板垣喬博君（登壇） 生涯学習を通じたまちづくりということでございますので、ご答弁申し上げたいと思いますけれども、人生１００年時代を迎えまして、生涯にわたる学びといったものにつきましては、議員ご指摘のとおり、市民一人一人の豊かな人生を支えるとともに、地域社会に活力をもたらす重要な要素であると私どもも認識をしているところであります。学ぶことは、単に知識や技能を習得するだけにとどまらず、人と人とのつながりを生み出し、また生きがいを創出したり健康づくりにもつながるものだと考えております。こうした学びの積み重ねこそが地域の課題解決にもつながり、またまちづくりを支える大きな力になるものと、このように思っております。

一方で、先ほどご指摘もありました、社会教育と生涯学習、こういった言葉の定義につきましては必ずしも明確に区分されないまま混合されているといった部分は確かにあると思います。しかし、市民の皆様にとって最も大切なことは、生涯学習と社会教育の言葉の

意義の違い、こういったものそのものではなくて、学びたいときに学ぶことができる、その成果を日々の暮らしや地域の活動に生かすことができる、こういった環境が整っていることだと思っております。このことから、市民の皆様への学びの機会、学びの場、そして情報を分かりやすくお伝えをした中で、学ぶことの楽しさや意義といったものを十分に実感してもらえるような、そういった環境整備にまずは教育委員会として全力で努めていかなければならないと考えております。

また、生涯学習をまちづくりに生かしていくといった視点につきましては、大変重要であると思っております。まちづくりは福祉、産業、健康づくり、地域コミュニティなど極めて多様な分野に及びますので、これは教育委員会だけの問題ではなくて、市長部局と教育委員会が一体となって全庁的な推進体制の下、市民や団体の皆様との協働等で進められるべきものだと思っておりますので、教育委員会といたしましては社会教育や生涯学習のそういった役割をしっかりと確実に果たしながら、庁内の関係部局と連携を深めて市民の皆様が主体的な学びを支えるための環境づくりといったものを通じて活力あるまちづくりに寄与していきたいと、このように考えております。時代の変化に応じて学びの在り方や手法についても変革が必要だという山下議員のご指摘、これも肝に銘じながら今後とも市民一人一人の人生に寄り添った生涯学習の推進に努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 一般質問は全て終了しました。

これより10分間休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時07分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第2 議案第4号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 多比良和伸君 日程第2、議案第4号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 伊藤修一君 （登壇） 議案第4号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、出入国管理及び難民認定法等の一部が改正されたことに伴い、在留カードと特別永住者証明書に個人番号カードを一体化した特定在留カードと特定特別永住者証明書の交付が可能となったことから、当該カード及び証明書による多機能端末機からの印鑑登録証明書の申請手続について定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであ

ります。

初めに、改正の概要について若干申し上げますが、本市では令和5年1月から個人番号カード所有者がコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機を用いて住民票等を取得できるいわゆるコンビニ交付事業を実施しており、特定在留カードと特定特別永住者証明書の導入に伴い、印鑑登録証明書についても同様の申請行為を可能とするため、本条例を改正しようとするものであります。

2ページを御覧願います。砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容につきましては3ページ、議案第4号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第14条の2は、多機能端末機による印鑑登録の証明の定めであり、第14条の2中「、個人番号カードであって」を「個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち）に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第7号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 多比良和伸君 日程第3、議案第7号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同

意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） ただいま上程をいただきました議案第7号、砂川地区公平委員会委員の選任についての同意を求める案件でございますが、現委員でございます西田一男氏は令和8年6月30日をもって任期が満了となりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づきまして次の者を選任いたしたいと存じます。

三戸貴幸氏を選任いたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

履歴につきましては次ページに記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 多比良和伸君 これより、議案第7号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

◎日程第4 議案第 8号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 9号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第10号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第11号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第12号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第13号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第14号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第15号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第16号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第17号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 18 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 19 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 20 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長 多比良和伸君 日程第 4、議案第 8 号から第 20 号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての 13 件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) ただいま上程をいただきました議案第 8 号から議案第 20 号までの 13 議案は、砂川市農業委員会委員の任命についての同意を求める案件でございますが、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項におきまして、農業委員の選出方法は議会の同意を要件とする市町村長の任命制となっていることから、砂川市農業委員会委員に次の者を任命することにつきまして市議会の同意を求めるものでございます。

議案第 8 号は高橋凌氏、議案第 9 号は片桐幸示氏、議案第 10 号は関尾一史氏、議案第 11 号は角丸章氏、議案第 12 号は小野寺一晃氏、議案第 13 号は猿渡万里子氏、議案第 14 号は池田愛莉氏、議案第 15 号は井上善博氏、議案第 16 号は岡本広志氏、議案第 17 号は渡邊達郎氏、議案第 18 号は大内拓也氏、議案第 19 号は菊地匡氏、議案第 20 号は笹島敏彦氏、以上 13 名の方をお願いしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

なお、履歴につきましては、それぞれの議案の 2 ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意をお願いしたいと存じます。

○議長 多比良和伸君 これより、議案第 8 号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

続いて、議案第 9 号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、同意することに決定しました。

続いて、議案第 10 号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、同意することに決定しました。

続いて、議案第１１号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、同意することに決定しました。

続いて、議案第１２号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、同意することに決定しました。

続いて、議案第１３号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、同意することに決定しました。

続いて、議案第１４号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、同意することに決定しました。

続いて、議案第１５号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、同意することに決定しました。

続いて、議案第１６号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、同意することに決定しました。

続いて、議案第１７号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、同意することに決定しました。

続いて、議案第１８号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、同意することに決定しました。

続いて、議案第１９号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、同意することに決定しました。

続いて、議案第20号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

◎日程第5 報告第4号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について

○議長 多比良和伸君 日程第5、報告第4号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長 奥山雅喜君（登壇） 私から報告第4号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告についてご説明申し上げます。

なお、説明の際に申し上げるページにつきましては、タブレットの左下に表示されるページ番号を御覧願います。

初めに、令和7事業年度であります。2ページから始まります事業報告書、決算報告書でご説明申し上げます。

3ページ、4ページの事業概要は、庶務関係で（1）理事会、（2）出納検査等の実施、（3）役員に関する事項、（4）職員に関する事項につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

決算につきましては、5ページ、6ページの損益計算書及び7ページ、8ページの貸借対照表でご説明申し上げます。

初めに、5ページを御覧ください。1、事業収益、（1）公有地取得事業収益及び（2）土地造成事業収益はございません。（3）附帯等事業収益、1、保有土地等賃貸等収益は、西3条南13丁目に所有する土地を北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸している賃貸料、すずらん団地の未造成地を工事用飯場として賃貸していました賃貸料等186万5,296円であり、事業収益合計は186万5,296円となったところであります。続きまして、2、事業原価はございません。これにより、事業総利益は186万5,296円となったところであります。

6ページの3、販売費及び一般管理費の（1）人件費11万5,460円に（2）経費43万4,044円を加えた合計は54万9,504円となり、5ページの事業総利益186万5,296円から販売費及び一般管理費を差し引いた事業利益は131万5,792円となったところであります。4、事業外収益は（1）受取利息の2万5,802円であり、5、事業外費用、（1）支払利息は短期借入金の支払利息21万9,708円であ

り、経常利益及び当期純利益は112万1,886円となったところであります。

7ページを御覧ください。貸借対照表についてご説明申し上げます。Ⅰ、資産の部、1、流動資産、(1)現金及び預金から(4)完成土地等までの合計は3億6,750万6,312円であり、このうち(2)未収金9,770万5,848円は令和3事業年度に市へ売却した土地につきまして令和3事業年度に一括して売却した形で収益に計上したことに伴い、令和6事業年度の未収金1億5,770万5,848円から令和7事業年度に砂川市から6,000万円の支払いを受け、9,770万5,848円となったところであります。2、固定資産は、(1)有形固定資産、1、土地6,441万7,236円、(2)投資その他の資産、1、出資金1万円で、固定資産合計は6,442万7,236円となり、資産合計は4億3,193万3,548円となったところであります。

続きまして、8ページのⅡ、負債の部でございます。1、流動負債は(1)短期借入金6億4,400万円ではありますが、詳細につきましては16ページを御覧ください。

(4)短期借入金明細表であります。期首残高合計7億500万円に対し、期末残高合計6億4,400万円であり、期間中に6,100万円を返済したところであります。

8ページにお戻りください。(2)前受金及び2、固定負債、(1)長期借入金はなく、負債合計は6億4,400万円であります。Ⅲ、資本の部、1、資本金、(1)基本財産1,000万円は、砂川市からの出資金であります。2、欠損金、(1)前期繰越損失がマイナス2億2,318万8,338円、(2)当期純利益が112万1,886円であり、欠損金合計はマイナス2億2,206万6,452円となり、1、資本金及び2、欠損金の合計である資本合計マイナス2億1,206万6,452円が債務超過額となります。なお、負債資本の合計は4億3,193万3,548円であり、7ページの資産合計と一致するものであります。

以下9ページ、10ページはただいまご説明しました貸借対照表の各項目、金額と一致する財産目録、11ページはキャッシュフロー計算書であり、資金の流れを表示しております。

12ページは注記事項であり、13ページから19ページまでは明細表ではありますが、15ページ、(3)有形固定資産明細表は西3条南13丁目に所有する北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸している土地について表示しています。他の明細表につきましては、後ほどご高覧いただきたいと存じます。

続きまして、令和8事業年度砂川市土地開発公社予算についてご説明申し上げます。22ページを御覧ください。第2条は、業務の予定量の定めであり、公有地を先行的に取得した土地の管理及び住宅用地や工業用地として造成した土地の分譲、管理並びにその附帯等事業であります。

第3条は、収益的収入及び支出の定めであり、その予定額について総事業収益は178万9,000円、総事業費用を125万3,000円と定めるものであります。

次に、２３ページの第４条は資本的支出の定めであります、資本的支出はございません。

第５条は、借入金の定めであり、借入金の限度額を７億円と定めるものであります。

２４ページを御覧ください。令和８事業年度予算実施計画及び説明書についてご説明申し上げます。収益的収入の１款１項１目公有地取得事業収益はございません。

次に、２目土地造成事業収益、１節道央砂川工業団地売却収益は、砂川市への売却分として令和３事業年度に一括計上しているため、ございません。

３目附帯等事業収益、１節保有土地賃貸等収益は、西３条南１３丁目に所有する土地を北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸している賃貸料１７８万４，０００円、工業団地内の一部資材置場として賃貸している賃貸料など４，０００円を加えた１７８万８，０００円であります。

２５ページを御覧ください。２項事業外収益、１目受取利息１，０００円は、預金利息であります。

２目雑収入はございません。

２６ページを御覧ください。収益的支出についてご説明申し上げます。１款１項１目公有地取得事業原価、２目土地造成事業原価、３目附帯等事業原価はございません。

２７ページを御覧ください。２項販売費及び一般管理費は、１目人件費で１節報酬１２万円は会計士の報酬であります。２節費用弁償１万円は、監事及び会計士の費用弁償であります。

２目経費は、１節需用費６万円から４節委託料４１万円の合計５６万円であります。

２８ページを御覧ください。３項事業外費用、１目支払利息２６万３，０００円は、借入金に対する支払利息であります。これに係る借入金の明細につきましては、３７ページの短期借入金明細表を御覧ください。期首残高合計６億４，４００万円、期末残高合計は５億８，３００万円であります。

２９ページにお戻りください。４項予備費、１目予備費は３０万円であります。

３０ページを御覧ください。資本的収入はございません。

３１ページを御覧ください。資本的支出はございません。

３２ページを御覧ください。３２、３３ページは損益計算書（予定）であり、１、事業収益は１７８万８，０００円であり、２、事業原価はございません。これにより、事業総利益は１７８万８，０００円となったところであります。

３３ページ、３、販売費及び一般管理費は６９万円であり、これを事業総利益から差し引いた事業利益は１０９万８，０００円であります。これに４、事業外収益１，０００円を加え、５、事業外費用２６万３，０００円を差し引いた経常利益及び当期利益は８３万６，０００円であります。

３４ページを御覧ください。３４、３５ページは、貸借対照表（予定）であります。Ⅰ、

資産の部、1、流動資産、(1)現金及び預金、(2)未収金、(3)公有用地、(4)完成土地等の流動資産合計は3億734万2,000円であり、2、固定資産合計6,442万7,000円を加えた資産合計は3億7,176万9,000円であります。

続きまして、35ページであります。Ⅱ、負債の部、1、流動負債、(1)短期借入金
は5億8,300万円であります。次に、Ⅲ、資本の部、1、資本金1,000万円、2、
欠損金、(1)前期繰越損失マイナス2億2,206万7,000円、(2)当期純利益
83万6,000円で、欠損金合計はマイナス2億2,123万1,000円となり、1、
資本金及び2、欠損金の合計である資本合計マイナス2億1,123万1,000円が債
務超過額となります。なお、負債、資本合計額は3億7,176万9,000円で、34
ページの資産合計と一致いたします。

続きまして、36ページのキャッシュフロー計算書(予定)は資金の流れを表示してお
り、37ページには短期借入金明細表(予定)を添付しておりますので、ご高覧いただき
またよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第4号を終わります。

◎日程第6 報告第5号 事務報告書の提出について

○議長 多比良和伸君 日程第6、報告第5号 事務報告書の提出についてを議題としま
す。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 (登壇) 報告第5号 事務報告書の提出についてご報告申し
上げます。

令和7年度砂川市事務について、砂川市事務報告書のとおり、令和7年4月から令和8
年3月までの事務執行について、目次に記載のとおり総務部から市立病院まで163ペー
ジにわたり記載しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し
上げます。

○議長 多比良和伸君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第5号を終わります。

◎日程第7 報告第6号 監査報告

報告第7号 例月出納検査報告

○議長 多比良和伸君 日程第7、報告第6号 監査報告、報告第7号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第6号及び第7号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第6号及び第7号を終わります。

◎日程第8 意見案第1号 2026年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
について

意見案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書について

意見案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元及び高校に関わる支援など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書について

意見案第4号 生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書について

○議長 多比良和伸君 日程第8、意見案第1号 2026年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について、意見案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書について、意見案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元及び高校に関わる支援など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書について、意見案第4号 生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書についての4件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号から第4号に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、一括討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号から第4号を一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 多比良和伸君 これで日程の全てを終了しました。

令和8年第2回砂川市議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時34分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 8 年 6 月 18 日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員